

平成 26 年度 第 1 回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 26 年 9 月 5 日（金）

午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分

会 場 県庁 本館棟 特別会議室

1 開会

○高橋課長補佐兼文化財係長

ただ今から、平成26年度第1回長野県文化財保護審議会を開会いたします。開会に当たりまして、長野県教育委員会伊藤学司教育長からご挨拶を申し上げます。

2 伊藤教育長挨拶

文化財保護審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、日頃から、本県の文化財保護行政につきまして、格別のご支援、ご指導、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、ご出席を賜りましたて、誠にありがとうございます。

さて、文化財保護行政を進めております県教育委員会といたしましては、地域の文化的・歴史的資産の確実な継承を図るために、委員の皆様のご支援をいただきながら、文化財の指定、さらには文化財の整備活用・修理等の支援を進めているところでございます。

井原会長より、前回の審議会におきまして、文化財の歴史的な意味、文化的な価値を深く分かりやすく県民の皆様にしっかりと提示し、文化財を活用していくことが大事であるとのことご指摘も受けたところでございます。

文化財の活用につきまして一例をご紹介させていただきますと、昨年度は文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化事業」によりまして、県内各地域の文化財を文化財専門職員の解説により実際に見学していただき、その素晴らしさを体感していただく「信州の文化財ガイドツアー」を実施いたしました。また長野県内に所在する文化財を県民の皆様にご紹介いただくため、文化財種別ごとに県内各地域の主な文化財を紹介する「信州の文化財ガイドブック」を作成したところでございます。県内各地域の文化財の魅力の再発見と文化財を大切にする意識を醸成し、さらには地域に対する誇りや愛着をもたらすとともに、これからの地域作りの気運を高める契機となるものであったと考えております。また本年度は、「信州山の日」を制定したところでございまして、これに

併せまして、「信州の山の文化財トレッキングツアー」を実施しているところでございます。山国信州には、先人が残した山岳信仰の遺跡や天然記念物などの文化財が数多くございます。長野県の山々に所在している、これらの文化遺産をトレッキングにより巡り、その価値や素晴らしさを体感していただきたいと考えております。

昨年度より新たに指定されました文化財についてご紹介させていただきますと、委員の皆様もよくご存じとは思いますが、国関係では、国宝といたしまして茅野市の土偶、通称「仮面の女神」が指定されました。重要文化財といたしまして中野市の「柳沢遺跡出土品」、長野市の「絹本著色阿弥陀聖衆来迎図」、史跡といたしまして飯田市の「恒川官衙遺跡」、重要無形民俗文化財といたしまして阿南町の「和合の念仏踊」、天然記念物といたしまして大鹿村の「中央構造線」の計6件が指定されました。また軽井沢町の「旧加藤家別荘」など21件が登録有形文化財となりました。登録有形文化財につきましては442件となり件数では全国第4位の数を誇っているところでございます。また、県の指定関係では、千曲市の「松田家斎館」、大桑村の「絹本著色補陀落山聖境図」の2件を県宝に指定させていただきました。以上によりまして、県内における国・県の文化財指定の件数は、平成26年9月1日現在で1,210件となりました。今後も指定いたしました文化財の保存と活用につきまして、より一層、力を入れていきたいと考えているところでございます。

さて、本日は、県天然記念物への指定につきまして、前回諮問させていただきました飯田市の「桜丸のイスノキ」、信濃町の「野尻湖産大型哺乳類化石群ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ」の答申に向けてのご審議をお願いいたしております。また、新たな県宝等の指定に向けまして長野市の「絹本著色善光寺如来絵伝」及び「戸隠神社太々神楽」、麻績村の「藤原時盛願文」、飯山市の「魚形線刻画土器」の諮問を予定しております。

最後に委員の方々の中には、今回の任期である9月19日をもってご退任なさる方もおられます。長い間長野県文化財保護のため専門的見地から熱心にご指導・ご鞭撻をいただきましたことに対しまして、改めてこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

審議会、各部会と長時間に及ぶ日程でございますが、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。あいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

3 井原会長挨拶

○高橋課長補佐兼文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会の井原今朝雄会長から、ご挨拶をお願いいたします。

○井原会長

では私の方から一言ご挨拶申し上げます

環境省の計画によりますと、来年3月から上信越国立公園につきまして、名前はまだ決まっていらないようですが、妙高・戸隠と志賀高原に分けるといってお話をお聞きだと思えます。春に私にもこの話に関する情報が入りました。京都の賀茂に大学共同利用機関法人総合地球環境学研究所がございまして、そこで日本のコモンズ思想の共同研究が一段落して報告書が刊行されました。その過程の中の話ですが、国立公園などが直面している諸問題関係にしてなぜ今回分けるといっ話になったか、二つの大きな理由・背景があるそうです。

一つは、ユネスコでの自然遺産の方の調査、地球規模の調査の中で、改めて日本列島の自然環境と生物環境の多様さが、非常にくっきりと明らかになってきたということだそうです。特に日本列島の気候が温帯や亜熱帯までありながら、冬になると雪が積もって高層湿原ができ、しかもその高層湿原地帯が壮年期の地形であるのです。日本海溝の複雑性と相まって海洋魚類や植物も多様で未詳なものも多く、地球的規模において非常に生物多様性が豊かなのです。それに対して十分な調査、分布調査も植生調査も、動植物調査も遅れている。そういうものをこれから急速に整備しなくてははいけない。そして残していかなければならない。こういうことが非常に課題になっているということがひとつです。

もう一つは、マイナス面なのですが、こうした高原地帯、中山間地帯では、壮年期地形と相まって土砂災害が多く、地域社会の変動によって国土管理が行き詰まりを見せているということだそうです。この問題は具体的に言いますと、皆さんもご存じのとおり、長野でも限界集落、新潟の方では桑取谷の限界集落の存在が指摘されています。志賀高原のでは今まではスキー産業があつて、山岳観光で非常に活発な利用が展開していました。ところが利用人口が3分の一に減少して、地域経済の変動を生み出している。全国の山村地帯では山林組合は解散する、入会状態の中では入会組合が成立をしない。所有権を放棄する方々が出てきた。しかもそういう所では壮年期の地形ですので、自然災害、それから土砂崩れ等々非常に自然災害が多い所です。そういう中でプラス面とマイナス面、両方を生かした山岳の活用を、保護を図りながら活用し、

経費も国民の理解を得て支出していかないといけないという新しいコモンズ思想、共同管理、共同処理、そして共同利用、という形の活動をこれから作っていかねばいけないということです。従って、私どもの文化財保護審議会の方でも、名勝、記念物、動植物生態調査、こういう自然の多様さについての関心をどんどん高めていくと同時に、そういうものの活用や利用をすすめていくために、今日、教育長の方から話がありました。信州の山の文化財への取り組みが進んでいるそうですが、まだまだ入口でございます。こういうものを全国の仲間、世界の仲間と一緒にコモンズ思想を広めながら、新しい国土管理、自然環境保護を進め、そのような中にこの県の文化財保護審議会も微力ではありますが、努力していきたいと願っております。

今日、2年の任期の最後の審議会だと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。ご挨拶に代えさせていただきます。

○高橋課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。

伊藤教育長でございますが、公務の関係から、ここで退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

4 会議について

○高橋課長補佐兼文化財係長

本日の委員出席状況について申し上げます。審議会委員15名中、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の過半数のご出席をいただきましたので、長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、本会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨が長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので、井原会長さんにお願ひいたします。

○井原会長

それでは規定に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員各位のご協力をお願ひいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。笹澤浩委員さん、入江宣子委員さんにお願ひします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音については、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日も従来と同様に許可したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

○審議委員

【異議なし】

○井原会長

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可します。

5 答申文化財の審議

○井原会長

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。「桜丸さくらのまるのイスノキ」について、ご審議をお願いします。

この案件につきましては、担当の亀山委員さんから説明をお願いいたします。

○亀山委員

それでは、「桜丸のイスノキ」につきまして、ご説明申し上げます。審議会資料の9ページです。差し替えになってございますので、差し替え後の資料をご覧くださいと思います。種別は天然記念物、名称は、桜丸のイスノキ。所在地は、飯田市大手町の県合同庁舎になります。所有者は、管理者とともに長野県でございます。生育地でございますが、候補物件は、飯田城の中の桜丸でございます。

この桜丸というのは、脇坂氏時代に初代安元が、2代安政を養子に迎えるために御殿を建てたというので、多くの桜を植えたと言われております。続く、堀氏の治世下では、若殿や隠居の御殿として使われ、安政2年の大地震で本丸御殿が大破した後は、藩主が政務を執った場所でございます。残されている絵図や指図などから、桜丸の性格を検討いたしますと、絵図の一点、これが、資料の11ページにございますが、ご覧いただきたいのですが、11ページのところに、飯田城のイスノキがある桜丸、明治4年と書いてありますが、実はこれは、吉田委員がご研究中だそうございまして、この絵図は、明治5年ということで、論文に発表されているということでございまして、明治5年の絵図ということに直していただきたいと思います。本文に戻りまして、(調査票も)明治5年に修正していただいて、イスノキがある空間、庭園と推定されますが、ここに面して、縁を巡らせた御座ござ之間のまがあるばかりでなく、この空間に台形平面の御茶屋せいかりうや青霞楼と呼ばれる、独立した建物が描か

れております。他にも、桜丸の内にも、寄棟造りの二層の楼閣状の建物が描かれております。桜丸の南東側の堀は、御亭堀と呼ばれております。桜丸は藩主や一門の個人的な非公式な生活の場として利用されていたということが考えられるわけでございます。そういった点で、これは庭園の一部だったと推定することができます。現存する堀家の蔵書にも残っておりますが、茶道や茶道具をたくさん所蔵しており、造園に対する関心が非常に高かったことがよくわかります。

この樹木でございますが、資料の12ページに3枚の写真がございますが、非常にすっきり伸びた単幹、幹が1本の樹姿で、見た目は、あまり大きく感じられないですけれども、測ってみますと、目通り周、目の高さの周囲長が約2.3mでございます。樹高は約12mで樹冠が非常に多く繁っていて、樹勢が良い堂々とした木であります。自生の地からは遥かに離れた長野県、高冷地の長野県において、こういった巨木が、今日まで伝えてきたのは、飯田城内において大切にされたばかりでなく近代以降も地域の人々によって大切に守られてきたことを示しております。

保存の経緯でございますが、ここは、長野県が所有する飯田合同庁舎の中の敷地でございます。昭和46年に飯田市の天然記念物に指定されてございます。

資料の10ページの指定の理由でございますけれども、イスノキは、マンサク科に属する暖地性の常緑高木でして、樹皮が灰白色で、葉は長楕円形で厚くて互生しております。自生地は、伊豆以西、琉球列島まで分布しております。長野県内での自生は、知られておりません。

イスノキは葉に虫こぶが出来るのですが、この虫こぶは染料に使われたり、材は非常に堅いので、様々な用途に使われております。床に柱材、机、それから櫛にも使われますし、そろばん玉にも使われます。イスノキの灰は、^{いすばい}柞灰と言いますが、これは陶磁器の釉薬に使われるものでして、人の生活に非常に結びつきの強い樹木です。それから、庭園では、植栽樹として利用されておりました。大名庭園や御所などに植えられております。特に茶庭との関係でいいますと、京都にある表千家の不審菴庭園ですとか、裏千家の今日庵庭園、これはいずれも文化財として名勝庭園になっておりますが、こういったところにも植えられております。

自生地の北限を越えた地で、人の手によって大切に守られてきた樹木でありまして、高冷地におけるイスノキとしても注目すべき巨樹であります。そして、わが県における植栽植物を考える上で重要な植物と考え

られますし、特に飯田城における造園の歴史の存在がうかがわれ、人と樹木の関わりを物語る事例としても貴重であります。

指定基準でございますが、長野県天然記念物の指定基準（１）植物、ウ植物分布の限界地、キ大木、名木、奇形木等、にふさわしいと考えられます。調査年月日、調査者氏名等はそこに書いてあるとおりでございまして、県の文化財として天然記念物としてふさわしいものと考えてよろしいかと思えます。よろしく願います。

○井原会長

ありがとうございました。ではこれにつきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

○吉田委員

修正の更に修正で恐縮ですが、先ほどの城絵図の年代は明治５年ということで良いと思いますが、説明文の中の「指図の１点」というのは11 ページの上の図面ですね、これに関しては明かではありませんので、明治元年～明治４年頃の成立というままでよいと思います。11 ページの図の右下の方にあります絵図の方が、「明治４年（推定）」と記されている部分が明治５年になるということです。

○亀山委員

はい、わかりました。９ページの、（１）生育地の文章中の６行目、指図の一点（明治元年～４年頃成立）という部分はそのまま生かして、修正しないということをお願いします。ありがとうございました。

○井原会長

他にございますか。大名庭園の樹木が、そのまま今に伝わっているということになって、非常に貴重だと思うのですが、樹木のほうの年代とちょうど藩主がこの脇坂氏でよいのか、あるいは京極氏になるのか、毛利氏も含むことになるのか、ということについての情報はあるのでしょうか。

○亀山委員

例えば年輪を調べようということになりますと、幹を傷つけなければなりません。非常に堅い木でもありますし、例えば東京の小石川後樂園に同じようなイスノキがあるのですけれども、大きさから見ても遜色は

なく、かなり古いものであることは間違いありませんし、もちろん江戸期のものであることは間違いありません。

○吉田委員

名称ですが、はじめが「桜丸」ということになると、「飯田城」ということがわからないのですが、それはあえて、例えば地元の方が飯田城と付けない、ということで進んできたのでしょうか。

○亀山委員

私も飯田城を付けた方が良くと思って事務局に問い合わせたところ、飯田城を付けないでよいと言われたので、そのままにしております。

○井原会長

事務局の方をお願いします。

○事務局

事務局の福島です。亀山委員から名称についてどうしましょうかという問い合わせがございまして、去年の諮問の段階等含めまして、「桜丸のイスノキ」というひとつの名称になっておりましたので、天然記念物の担当と話しをしまして、名称として「桜丸のイスノキ」ということが定着しているのではないかと判断いたしまして、亀山委員とご相談をさせていただいた経緯でございます。

○井原会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○亀山委員

飯田城を付けた方が、わかりやすいことはわかりやすいですね。

○吉田委員

「桜丸」という言い方は、通称みたいなものでございますので、本丸とか二の丸とかそういうものではないのです。

○亀山委員

桜をたくさん植えた一角が「桜丸」ということですね。

○事務局

当然、本日の審議会におきまして、委員の皆様が、飯田城を付けた名称の方がわかりやすいというご結論をいただければ、事務局としては「桜丸のイスノキ」にこだわっているということは全くございませんので、この場で決めていただければ、答申に従いましてそのとおりの名称にさせていただきたいと思っております。

○井原会長

では、さきほどから飯田城を頭に付けるという話しが出ておりますが、これでよろしいでしょうか。

○亀山委員

私もそのほうが将来的に残ることを考えましてもよいと思うのです。

○井原会長

飯田城の中の「桜丸」と特定されますので、それの方が良いということですね。では、名称のほうは「飯田城桜丸のイスノキ」という名前にさせていただきます。ほかに質疑のほうはよろしいでしょうか。

それでは長野県天然記念物として指定することが適当である旨、答申したいと思います。よろしくお願いします。

○井原会長

続きまして、野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）についてのご審議をよろしくお願いします。この案件につきましては、公文先生お願いします。

○公文委員

公文です。資料は今日配り直しました 14・15 ページの調査票と、資料の 16 ページ～36 ページの両方を比べながら順次紹介していきます。名称は野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）88 点でございまして、その資料につきましては 16 ページのところにナウマンゾウ 63 点、ヤベオオツノジカ 22 点、ヘラジカ 3 点という数字がございまして、次の 17 ページのところに、化石リストというのがありまして、1 ページの最初のところに I D という形で表番号が付いて、001 が頭蓋骨、002 も頭蓋骨というふうに指定種類別にありまして、003 は切歯（牙）です。次の 2 ページあたりから、4 ページくらいまでは臼歯、次の 5・6 ページは上腕骨、7 ページは大腿骨、次の 8 ペ

ーじあたりは椎骨、10 ページは肋骨の標本があります。11・12 ページまでできますと、ナウマンゾウが終わってヤベオオツノジカですが、掌状角とか角などの標本があります。それから 13 ページになりますと臼歯とか下顎骨です。そして最後の 15 ページにヘラジカの 3 点ですが、その臼歯と下顎骨があります。

場所は 32 ページに地図が載っております。化石が保管されている野尻湖ナウマンゾウ博物館が野尻湖の西側のちょっと入ったところにあります。化石産出地点についてはその詳細な地図が 33 ページにあります。化石産出地とある赤丸の周辺、立が鼻と呼ばれる範囲から産出しております。

化石が出ました地層につきましては、34 ページに標準的な地層柱状図がありまして、立が鼻砂部層の層準から集中的に化石が出土するということです。これは火山灰の年代とか化石そのものの炭素年代、これは地層に入ってきている木材の年代を測定することから、年代も正確にわかってきます。

それから最後に 35・36 ページに、ナウマンゾウとヤベオオツノジカ、ヘラジカの全体図をのせています。一覧表にあります骨に名前がついておりますが、それがどこに相当するかこの資料で説明してあります。

所有者は長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2 の信濃町、管理者も同上です。

指定理由としましては、当該標本は、野尻湖の西岸に分布する野尻湖層から産出した大型哺乳類化石 88 点であり、その内訳はナウマンゾウ 63 点、ヤベオオツノジカ 22 点、ヘラジカ 3 点です。これらは、40 年以上継続された発掘調査で得られた膨大な資料の内から、化石動物の特徴をよく体現する化石標本として選び出されたもので、約 7 万年前から 1.5 万年前まで続いた氷期（最終氷期）に日本列島に生息していた大型哺乳動物の様子を今に伝える資料として大変貴重なものです。

特に最大規模の切歯や複数の頭蓋骨とか多数の臼歯化石は特筆に値します。これらの化石群は、ほぼ 4.8 万年前～3.8 万年前に集中しており、氷期の中でもやや暖かい時期にあたるものであり、そのような暖かい環境が標高 650m の野尻湖周辺に、動物が集まってくるということの背景にあると推定されます。このように人間活動の影響がほとんどない時代における日本列島の動物相を記録したものとして高い学術価値があるわけです。特に化石が多産するナウマンゾウについてみると、更新世中期後半から末期にかけて、年代でいいますと約 30 万年前から 2 万年前に栄えたエレファス科の 1 種で、日本列島では 200 ヶ所以上の産出があつて、体高が 2 m から 2.7m で日本列島周辺においてもっとも栄

えたゾウです。しかし、野尻湖産の化石群のように多数の個体群がほぼ同一層準から産出することはまれであり、個体差や群集内の変異を、解明するうえで重要な資料です。さらに、ナウマンゾウの産出としては30万年のうちのその最後に近い時代を代表する化石群であり、本州のナウマンゾウの進化史を解明するうえでも貴重である。また今回同時に指定を行うヤベオオツノジカやヘラジカのほかにも哺乳動物化石が発見されており、最終氷期の日本列島を代表する動物群としての学術的価値も高い。そういった点で長野県の天然記念物にふさわしいと考えます。

指定基準につきましては、第8の長野県天然記念物の指定基準で、地質鉱物のカ標本になります。また類似物件としましては、さきほどいいましたようにナウマンゾウは各地で発見されており、数件については県の天然記念物や市の天然記念物に指定されています。長野県内では県の指定文化財では指定されていません。長野県内から産出した長鼻類化石で、県の天然記念物に指定されたものには2つあって、戸隠川下のシンシュウゾウ化石、佐久市臼田トンネル産の古型マンモスがありますが、それぞれ市が所有しております。

保存の要件としましては、今回指定を申請しました88点の化石資料はすべて野尻湖ナウマンゾウ博物館の収蔵庫や展示室に保管されていまして、常設的な展示に供されておりますので、指定にあたって特別な保存の措置は必要ありません。参考資料はさきほど紹介したものです。

○井原会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして質問がございましたらお願いします。

○井原会長

よろしいですか。今の14ページのところの「人間活動の影響がほとんどない時代」というお話がありました。これは、野尻湖の時代にキルサイトがあったのか、なかったのかという議論があったことを聞いたことがあります。この時代がここに重なっていたという点では人が狩りをしていただという様相はなかったということですか。

○公文委員

一つの見解として、そういう主張があり、例えば絵本のようなものにナウマンゾウを狩っていたという説はありますが、明確にナウマンゾウと同時代に産出した地層の中に、人間の加工物、石器らしきものはあり

ますが明確に石器だというものは見いだせないものですから、そのところは議論のところであると思います。基本的には人の影響のない化石として十分価値のあるものとして評価できるものだと思います。

○会田委員

ほぼ 4.8 万年～3.8 万年という時代に限定できているということですか。

○公文委員

火山灰の様子と放射性炭素年代で測定されています。下の方から出ていてもっと古いものではないのかと思われるものも数点入っていますが、基本的にこの時代のものであることは間違いありません。

○会田委員

骨角器、骨の道具、骨を加工して道具としていたのではないかという見解も一時ありましたが、そういったものは今回入っていないのですか。

○公文委員

入っていません。ビーナスのような先端が少し削られてできる資料は、自然の活動の中でできているものということも言われていますので、加工しているものとは言い切れません。

考古学的立場から言うと、日本の最古のものは 3.8 万年前ぐらいですけど、旧石器の一番古いものでも、3.8 万という時代よりは若いという時代ですので、人類による化石に対しての影響がないということです。

○井原会長

他にございますか。

○笹澤委員

今のところ私も非常に気にかかっているところです。ですから、この表現を、確かにかつて旧石器のねつ造問題があった時には、年代はかなり下がるのでえらい問題にはならなかったが、今は微妙なところです。その表現をどうするか問題になるところです、ナウマンゾウはもう少し新しいものもあるのではないですか。

○公文委員

2.5 万年前というものが一点だけあります。ここではなくて、別のところでは、3.8 万年前から 4.8 万年前というのが注目すべき年代で、人がいたとしても動物相に大きな影響を与えるほどの人間はいなかったはずですので、もっと後の旧石器時代の動物相とは違う動物相としての価値は十分にあるという理解をしております。

○井原会長

他にご質問はありますか。

○入江委員

たぶんこれはミスプリだと思うのですが、15 ページの（２）の類似物件のところではナウマンリゾウというんですか。

○公文委員

間違えておりました。差し替えの資料に訂正してございます。

○井原会長

他にございますか。

○会田委員

ナウマンゾウの指定ということになると、私たちの頭の中には、野尻湖の調査がありますので、今回、人類とは関わりがないということは、逆に野尻湖の発掘調査で出される成果はどうなのでしょうかという質問は出ないのでしょうか。

○公文委員

そのところは難しい所なのですが、今回の指定に関しては化石としての価値を考え、この時代に人類がいたとかいなかったとかは念頭に入れておりません。

○会田委員

私たちはそれで良いですが、他の県民の方々が野尻湖の調査をよく知っていて質問が出るような気がするのですがどうでしょうか。

○笹澤委員

よろしいですか。気になるのは人間活動、人がいたかどうかですね。ですから「人間活動の影響がほとんどない時代」、この表現を変えられないのか。例えば上と重複しますけれども、4.8万年～3.8万年とすればいいのではないのでしょうか。そうすればその微妙なところは避けられるのではないかと思いますが。

○公文委員

「人類に影響がほとんどない時代」というところを「最終氷期における」日本列島の動物相を記録した物として価値があると、そのような感じに記述するということですね。

○井原会長

ではもう一度確認を公文委員からお願いします。

○公文委員

14 ページの下から 4 行目の部分ですね。「人間活動がほとんどない時代」のところを「最終氷期における」とするわけです。

○井原会長

ありがとうございました。再度確認します。14 ページの下から 4 行目、「人間活動がほとんどない時代」、ここまでをとる。そこを「最終氷期」に変える。よろしいでしょうか。他に質問ご意見。よろしいですか。

○会田委員

そのような表現にしてしまっても本当にいいのでしょうか。今は 4.5 万年～3.8 万年の時代には日本列島に人はいなかったということは、ほぼはっきりしきているので、そこまで削らなくてもいいと思うのですが。人類の遺跡があるとかないとかを除いて、逆に野尻湖を知っている皆さんは、野尻湖では人類との共存を謳っているわけですから、そうした時におかしいな、と思われまいかということが心配なのです。それがこの文書で十分説明できるのであれば問題ないと思います。

○井原会長

では、本件を長野県の天然記念物に指定することが適当である旨、答申したいと思います。ご異議ございませんか。

○委員
異議なし

○井原会長
では、指定することが適当である旨、答申したいと思います。それでは事務局の方から答申書（案）を配布してください。

（事務局で答申書を配布）

○井原会長
ただ今配布されました答申書（案）について、ご覧いただきまして、字句の訂正も含め、何かご意見ございますか。飯田城が入れてございます。

○井原会長
異議なしと認めます。答申書の交付をさせていただきます。お願いします。

【答申書手交】

平成26年1月27日付け諮問されましたことに関しまして、下記のとおり、長野県天然記念物に指定することが適当である旨答申をいたします。飯田城桜丸のイスノキ、野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）

《井原会長より小野文化財・生涯学習課長に手交》

6 諮問文化財の審議

○井原会長
次に、新たな諮問を受けたいと思います。

【諮問書手交】

長野県教育委員会といたしまして、長野県文化財保護審議会に対しまして、以下4件の文化財につきまして、諮問いたします。よろしくお願ひいたします。

《小野課長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長
それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

○小野文化財・生涯学習課長

それでは、諮問書についてご説明いたします。ただ今諮問書の写しをお配りいたしました。長野県宝の指定を諮問する文化財は、長野市にございます「絹本著色善光寺如来絵伝」、麻績村にございます「藤原時盛願文」、飯山市にございます「魚形線刻画土器」の3件、長野県無形民俗文化財の指定を諮問する文化財は長野市の「戸隠神社太々神楽」でございます。

それでは「絹本著色善光寺如来絵伝」からご説明申し上げます。審議会資料の39ページをご覧ください。「名称・員数」、「所在地」「所有者の住所および氏名」は記載のとおりでございます。40ページから42ページに写真、43ページに位置図がありますので、併せてご覧いただければと思います。

本絵伝は、天竺から百済を通り、日本へ伝来した善光寺如来の縁起説話を絵画化した掛幅絵であり、善光寺信仰の布教や絵解きに用いられたものでございます。中世の善光寺縁起に係る絵伝は資料44ページの一覧表にありますように現在9点が知られており、そのうちの1点が本絵伝でございます。伝統的な大和絵の作風で描かれる他の善光寺縁起に係る絵伝とは異なり、本絵伝は奈良絵風の画風で新しい息吹を感じさせるものであり、文化的、絵画史的にも高い価値を持つものでありまして県指定文化財にふさわしいものとしてお諮りするものでございます。

続きまして、「藤原時盛願文」をご説明申し上げます。資料の45ページをご覧ください。「名称・員数」、「所在地」「所有者の住所および氏名」は記載のとおりでございます。46ページに写真、47ページに位置図がありますので、併せてご覧いただければと思います。

本願文は、京都守護であった伊賀光季の孫にあたり、信濃国麻績御厨の有力な鎌倉御家人であった藤原姓伊賀氏の一族の藤原時盛によります直筆原本の願文でございます。本願文は鎌倉御家人の仏教思想を物語る県内唯一の資料でございまして、鎌倉幕府とも密接なつながりを持ちます有力御家人である藤原姓伊賀氏がいかなる仏教法典に基づいて仏教法会を実施したのかを示す、全国的に見ましても貴重な古文書・典籍資料でございまして、県指定文化財にふさわしいものとしてお諮りするものでございます。

続きまして、「魚形線刻画土器」をご説明申し上げます。資料の48ページをご覧ください。「名称・員数」、「所在地」「所有者の住所および氏名」は記載のとおりでございます。50ページに魚類学が専門の東京海洋

大学河野博教授の所見、51 ページに写真、52 ページに実測図及び拓影、53 ページに位置図がありますので併せてご覧いただければと思います。

本物件は、飯山市にございます山ノ神遺跡から昭和 47 年に出土いたしました縄文時代晩期の土器でございます。文様は、魚の頭部を粘土紐の貼り付けで表現し、胴部下半部に向けまして魚の体部や背鰭、尾鰭が線刻されております。線刻された魚については、日本海沿岸に多く生息しているシュモクザメの特徴をデフォルメして表現したものという所見が示されております。縄文時代におきまして、魚類を描いた物件はございません。このため、列島における原始絵画の歴史を知る上で貴重であるといえます。また、シュモクザメの特徴を的確に表現していることから、日本海沿岸部の情報が飯山まで入ってきていることが想定され、縄文時代晩期における日本海の沿岸部との交流の深さをうかがい知ることができる重要な考古資料であり、県指定文化財にふさわしいものとしてお諮りするものでございます。

最後に、「戸隠神社太々神楽^{だいだいかぐら}」をご説明申し上げます。資料の 54 ページをご覧ください。「名称」、「所在地」「保存団体の住所および名称」は記載のとおりでございます。55 ページから 56 ページに写真、57 ページに位置図がありますので、併せてご覧いただければと思います。

文献によりますと、天明 4 年（1784 年）、戸隠顕光寺の別当であった栗田大膳が講元からの願いを受け、奥院神前で神楽を奉納し、その後毎年「太々神楽」は奉納されてきたと記録されております。明治初期の神職による神楽禁止によって全国的に地元氏子が引継いだ例が多いなかで、戸隠神社太々神楽は短期間の中断を経て再び神職が担うようになりました。現在も保存組織として、戸隠神社楽部が組織され、一山の神職が伝承する体制が整備され、年間 60 回ほど太々神楽を奉納して公開しております。そのため、舞や楽の技術も優れ、演技の流れにも無駄がないものとして継承されております。また周辺神社への教授も確認され、県内における太々神楽の系統や系譜を研究する上で重要なものでありまして、県指定文化財にふさわしいものとしてお諮りするものでございます。

以上、4 件につきまして諮問させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○井原会長

では、1件ずつ質問を受けたいと思います。まず「絹本著色善光寺如来絵伝」についてお願いします。(質問なし)よろしいですか。では続きまして、「藤原時盛願文」についてご質問お願いします。(質問なし)よろしいですか。では続きまして、「魚形線刻画土器」についてご質問お願いします。(質問なし)よろしいですか。では続きまして「戸隠神社太々神楽」についてご質問をお願いします。

○吉田委員

諮問候補物件の概要で、明治元年神仏分離令により戸隠衆徒による太々神楽の献奏を禁じられ、明治12年に神楽禁止政策が撤回された云々、という表現がありますが、これらには史料的な根拠があるのでしょうか。ご確認させていただきたいのですが。

○入江委員

私が一番気になったのが、明治初期に神仏分離令が出て、神楽が出来なくなったあとの対応でした。今年の現地調査時にいただいた資料には、そのところを示す文書がありませんでしたので、今年度6月に再度調査に入りました。その結果、禁止された神楽ができるように陳情を繰り返して復活できるようになったこと、その間代わりの舞を東京まで行って習ってきたこと、本来岡山のものである黒住教や金光教で祭祀音楽として使われている吉備楽の舞が、なぜかここに入ってきているといったことがわかりました。

当時の日記等も残っており、資料がしっかり残っていると感じました。神楽が禁止された明治初期に習った春日大社系列の倭舞、明治12年に復活した太々神楽、それとは別に吉備楽の舞を習った。これは楽譜も出てきていますし、先生に謝礼を支払ったという文書も出ています。この3つの舞が並列的に奉納されていたという記録も残っています。よって、戸隠神楽が禁止され、撤回され、という部分は文書で位置づけることができると思います。陳情の書類を県庁に送ったことも残っています。次の審議会ではもう少し詳しい調査票を出したいと思います。

○井原会長

54ページの「神官となった衆徒が習い」という表現は間違っていると思います。明治4年から明治12年までは神主と禰宜しかいません、4名しかいません。実際に習ったのは戸隠神社の場合は、元の神官たちが皆俗人に戻ったのですが、^{しゅうちょう}聚長と自分たちで名前を付けて、聚長会

というものを作りました。今も越志^{おし}さんたちが聚長ということで、その方々が神楽を演奏したという意味です。その後聚長の中から神主になる方が出ています。ここのところは神官という言葉を一一般論で使っているので、事務局は注意していただきたいと思います。

ほかにございますか。(質問なし) それではこの4件につきましては、担当委員に調査をしていただき、以降の審議会で審議することとします。

7 その他

○井原会長

次に、「その他」といたしまして、委員各位から何かございますか。また事務局から何かございませんか。

ないようでしたら、先ほど全体会で確認いたしました吉向焼の臨時委員の問題がございますので、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○高橋課長補佐兼文化財係長

須坂市教育委員会より県宝指定の申請がございました吉向焼の調査につきましては、特定事項の調査をするため長野県文化財保護条例第39条第2項の規定によりまして、平成20年より仲野泰裕氏に臨時委員をお願いして参りました。平成26年5月30日付けで、須坂市教育委員会より、「対象物件を再度精査する必要が生じたため」として、申請の取り下げ願いが提出され、有形文化財部会におきましても県宝指定候補物件から除外することが決定され、全体会で確認をしていただきました。このため調査が終了することとなりますので、長野県文化財保護条例第40条第2項の規定によりまして、仲野泰裕臨時委員につきましてはこの度ご退任いただきますのでご報告いたします。

○井原会長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので本日の審議会を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局にお返しいたします。

8 閉会

○高橋課長補佐兼文化財係長

長時間にわたる慎重なご審議、大変ありがとうございました。
ここで、小野文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

○小野文化財・生涯学習課長

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、「飯田城桜丸のイスノキ」「野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）」につきましては、指定に向けまして所定の手続きを進めさせていただきます。なお、指定後は、県指定文化財として適切に保存されるよう努めてまいり所存でございます。また、本日、審議会に諮問をいたしました案件をご担当いただきます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてよろしく願いいたします。

今後とも、引き続き、格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○高橋課長補佐兼文化財係長

以上を持ちまして、平成26年度第1回長野県文化財保護審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

平成26年9月5日

議事録署名委員 笹澤 浩

議事録署名委員 入江 宣子